

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都八王子市四谷町1927番地2

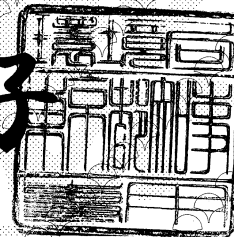
氏名 株式会社ハチオウ
代表取締役 森 雅裕



第14条第1項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年 4月 1日

許可の有効年月日 令和 7年 3月 31日

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 収集・運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋
さい、がれき類、ばいじん、政令13号物

(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を含む。)(以上17種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、ばいじん
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上13種類)

(積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに)

2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面のとおりに)

(1) 東京都墨田区東駒形四丁目13番4号

(2) 東京都墨田区本所四丁目29番2号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管を行う各廃液タンクには、同一種類の廃液以外混合をしないこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 4月 1日 新規許可

平成 30年 4月 1日 更新許可 第5回

平成 30年 9月 26日 変更許可 種類の追加 (繊維くず)

平成 30年 10月 2日 変更届 保管容器名称の変更

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 (裏面あり)



2 積替え保管施設

(1) 施設所在地：東京都墨田区東駒形四丁目1-3番4号

積替え保管面積：289.3㎡

最大保管高さ：2.0m

産業廃棄物の種類	保 管 量
廃油 (印刷用インク)	200Lドラム缶 40個 : 8.0m ³
	0.024m ³ ×60箱×8パレット (1kg缶10缶入り段ボール箱) : 11.52m ³
廃油 (冷凍機油、潤滑油等)	18L缶 10個 : 0.18m ³
廃プラスチック類	フレコンバッグ : 54.0 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	パイプカーゴ 12個 : 13.6 m ³
	直置き : 13.5 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物に限る。)	1.16m ³ パレットコンテナ 2個
	1.15m ³ パレットコンテナ 1個 : 3.47m ³
保管量合計 : 104.27m ³	

(2) 施設所在地：東京都墨田区本所四丁目2-9番2号

積替え保管面積：365.6㎡

最大保管高さ：2.5m

産業廃棄物の種類	保 管 量
廃油	18L缶 180個 : 3.24m ³
	パイプカーゴ (容器保管) 1個 : 0.09m ³
廃酸、廃アルカリ (いずれも貴金属回収できるものを除く。)	5m ³ タンク 2基 : 14.0 m ³ 2m ³ タンク 2基
汚泥 ^{※1} 、廃酸 (貴金属回収できるものを除く。)、廃アルカリ (貴金属回収できるものを除く。)	1.16m ³ パレットコンテナ12個 (容器保管) : 13.9 m ³ ^{※2}
燃え殻、汚泥 ^{※1} 、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、ばいじん (混合廃棄物)	1.16m ³ パレットコンテナ 4個 (容器保管) : 4.64m ³ ^{※2}
汚泥、廃プラスチック類、金属くず (廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)に限る。)	1.16m ³ パレットコンテナ 1個 : 0.27m ³
廃プラスチック類、金属くず (廃バッテリーに限る。)	1.16m ³ パレットコンテナ 1個 : 0.09m ³
保管量合計 : 36.23m ³	

※1 水に可溶で重金属が含有していないものを除く。ただし、炭酸ナトリウム、硫酸ナトリウム、炭酸カルシウムについては容量25kg未満のものを含む。

※2 保管量は、特別管理産業廃棄物との合計保管量である。

(以下余白)